

第6 官民連携

1 ウォーターPPP

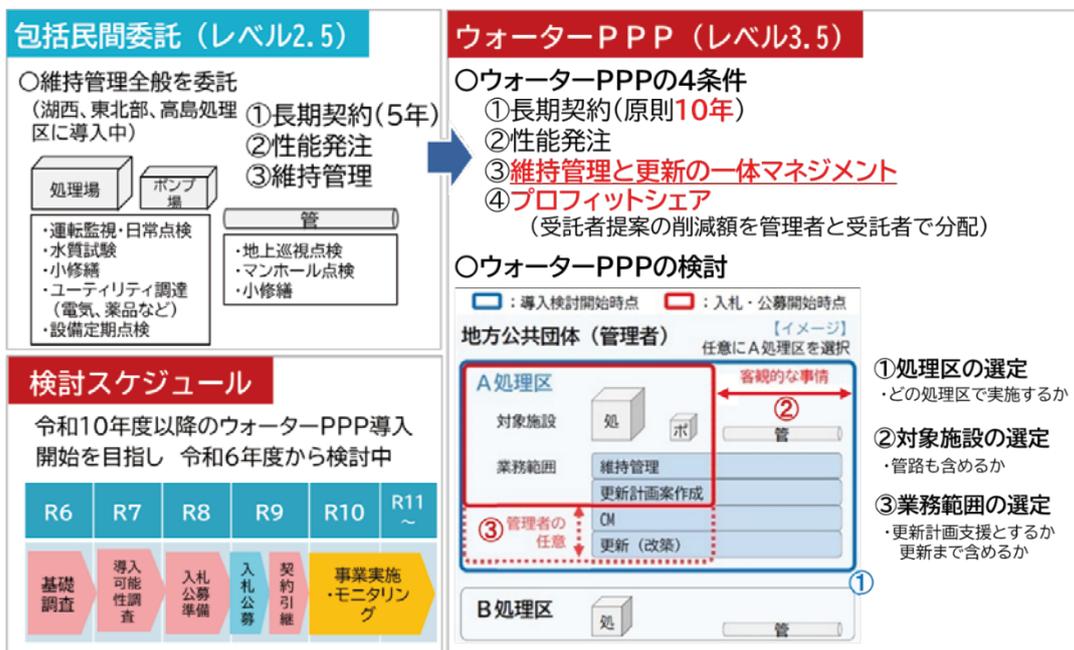
(1) 仕様発注と包括的民間委託

昭和57年の湖南中部処理区の供用以降、下水処理場や中継ポンプ場の運転監視、保守点検、下水道管路の日常点検については、運転方法や点検内容を仕様を示して、県職員の指示のもと、民間業者が業務を行う、仕様発注により委託してきました。

平成23年度から、民間の技術力をより維持管理に生かすため、湖西処理区と高島処理区において、包括的民間委託を導入しました。包括的民間委託とは性能基準を満たせば、維持管理の方法については事業者の裁量に任せる性能発注であり、民間の創意工夫を活かすことができます。平成26年度からは東北部処理区でも導入し、3処理区で包括的民間委託を継続しています。ただし全処理区で導入するのではなく、県職員の技術力を維持していくため、湖南中部処理区のみ仕様発注を継続しています。

(2) ウォーターPPP

ウォーターPPPとは、コンセッション(民間事業者が施設運営等を行う方式)および同方式に準ずる効果が期待できる官民連携方式であって、維持管理と改築更新を一体的にマネジメントすることで、事業の効率化を図ろうというものです。汚水管の改築に係る国費支援に関して、ウォーターPPP導入を決定済みであることが要件化されたこともあり、琵琶湖流域下水道においても導入の検討を行っています。



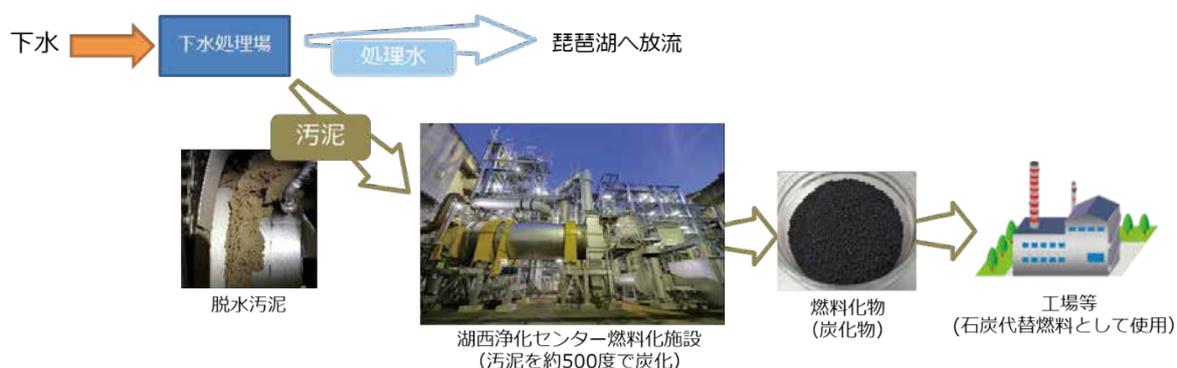
令和6年度より基礎調査を開始し、令和7年度は対象処理区を湖西と高島に絞り、マーケットサウンディングにより企業の参加意思の確認を行い、対象施設・業務・スキームについて整理のうえ、事業手法の選定を行っています。令和8年度末に公募を開始し、令和10年度からの事業開始をめざしています。

2 DBO (Design-Build-Operate)

(1) 湖西浄化センター汚泥燃料化事業

本事業は、湖西浄化センターから発生する脱水汚泥および大津市企業局水再生センターから搬入される脱水汚泥を原料として、燃料化物を製造する施設の設計・施工と同施設を運転管理し、製造した燃料化物を石炭代替燃料等として有価で長期的、安定的に供給する維持管理・運営業務とで構成され、汚泥資源の有効活用を図るものです。事業の特性や先行事例等をふまえ、琵琶湖流域下水道事業としては初めてDBO方式（公設民営方式、設計建設・維持管理運営一括契約）を採用しました。

平成24年度に事案公告・契約をし、設計業務を経て平成27年9月に工事が完了、平成28年1月に本格運転を開始しました。業務には令和18年3月31日までの維持管理業務を含んでいます。



(2) 高島浄化センターコンポスト化事業

本事業は、高島浄化センターで発生した脱水汚泥を、コンポスト化施設で好気性発酵により肥料化し、有価で販売して緑農地利用をするものです。湖西燃料化と同様に（DB+0）方式を採用し、契約期間は令和4年3月から令和25年3月までとなっています。

(3) 湖南中部浄化センター汚泥消化・燃料化事業

湖南中部浄化センターでは、2基の焼却炉により脱水汚泥を焼却し、焼却灰を産廃処理してきました。このうち1基（3号炉）が老朽化のため更新に当たって、滋賀県の下水道では初めてとなる汚泥消化設備と、汚泥燃料化を導入することとしました。（DB+0）方式で実施し、令和8年度末に工事完了予定で、その後20年間の維持管理が実施されます。